

1. 会員資格についてのご確認

松阪商工会議所定款第 10 条第 3 項に規定する「会員となることができない者」に該当しない。

(必ず別紙をお読みいただいてから、ご捺印をお願いします。)

2. 個人情報保護に関連し、会報等への入会申込書記入内容掲載可否についてのご確認

入会申込書にご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供（会報含む）のために利用するほか、会報・会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。

会報への掲載

掲載する	掲載する 代表者名のみ 〔 掲載しない 〕	掲載しない

(いずれかにご捺印をお願いします。)

会員名簿への掲載

掲載する	掲載する 代表者名のみ 〔 掲載しない 〕	掲載しない

(いずれかにご捺印をお願いします。)

平成 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

担当者名 _____ 印

松阪商工会議所 担当者 _____

No. _____

別紙

松阪商工会議所 定款 抜粋

(会員の資格)

第10条

1. ～ 2. (省略)

3. 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力
 - ① 暴力団
(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員
(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等
 - ⑥ 社会運動等標榜ゴロ
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等
 - ⑧ その他 ①から⑦までに準じる者
 - ⑨ ①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - ⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - ⑪ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - ⑫ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - ⑬ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

以上